

報告第2号

専決処分報告（調停）

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件11件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
1	平成29年11月20日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第80号 賃料等請求調停事件	手稲区稲積団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅 に係る滞納家賃及びこれに対する延 滞金の合計158,960円を今後分割し て平成32年7月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後 の家賃の支払をそれぞれ通算して3 回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等 の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に對し、前号 の市営住宅の賃貸借契約を解除 することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借 契約が解除された場合には、相手方 は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成29年11月28日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第87号 賃料等請求調停事件	東区丘珠団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計296,000円を今後分割して平成34年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
3	平成29年11月29日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第114号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃164,200円を今後分割して平成32年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
4	平成29年11月30日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第72号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃459,400円を今後分割して平成34年12月末日までに支払う。 (2) 相手方及び本市は、前号の市営住宅の賃貸借契約を平成30年2月末日をもって合意解除し、相手方は、同日をもって当該市営住宅を明け渡す。 (3) 相手方は、前号の明渡し期限までに(1)の市営住宅を明け渡さないときは、(1)の滞納家賃の残額を直ちに支払う。
5	平成29年12月1日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第115号 賃料等請求調停事件	白石区北郷団地の入居者	(1) 相手方は本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計314,900円を一括して平成29年12月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の支払を怠ったとき、又は今後の家賃の支払を通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 1の(3)と同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
6	平成29年12月14日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第112号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃124,800円を今後分割して平成32年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
7	平成29年12月19日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第95号 賃料等請求調停事件	東区東苗穂団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計188,400円を今後分割して平成33年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
8	平成30年1月12日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第127号 賃料等請求調停事件	手稲区前田公園団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計311,500円を今後分割して平成34年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
9	平成30年1月12日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第129号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計166,100円を今後分割して平成34年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
10	平成30年1月12日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第130号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計265,700円を今後分割して平成35年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。
11	平成30年1月15日 札幌簡易裁判所 平成29年(乙)第131号 賃料等請求調停事件	厚別区ひばりが丘団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計282,500円を今後分割して平成34年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)と同じ。 (3) 1の(3)と同じ。